

令和3年9月15日

オーリラをご利用のお客様へ

株式会社 GSD
代表取締役社長 横倉 清治



措置完了のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月31日付で当社が受けた、不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく消費者庁の措置命令に関しまして、消表対第507号措置命令第1項第1号に基づく周知徹底を行い、同項第2号に基づき不当な表示を防止するために必要な措置を講じ、当社役員及び従業員に周知徹底を行いました。

令和3年7月27日に消費者庁に措置完了報告書を提出し、同年8月3日に消費者庁より受理された旨の連絡がありました。

上記を持ちまして措置完了となりましたこと、ここにご報告致します。

今般の件につきまして、皆様にはご不安とご心配をおかけし、大変申し訳ございませんでした。心よりお詫び申し上げます。

今後は、オーリラの信頼回復を第一に皆様に誤認を与えないよう、広告表示の合理的な根拠とした試験の情報をわかりやすく表示するとともに、お客様に安心してご使用いただけるように新たな根拠となる実証試験を行い、その結果を基に商品の作用が広告表示の内容に合致していることについて客観的な検証を十分に行い、広告表示の適正化に社員一同一丸となって努めてまいりますので、今後とも宜しくお願い申し上げます。